

資料 1

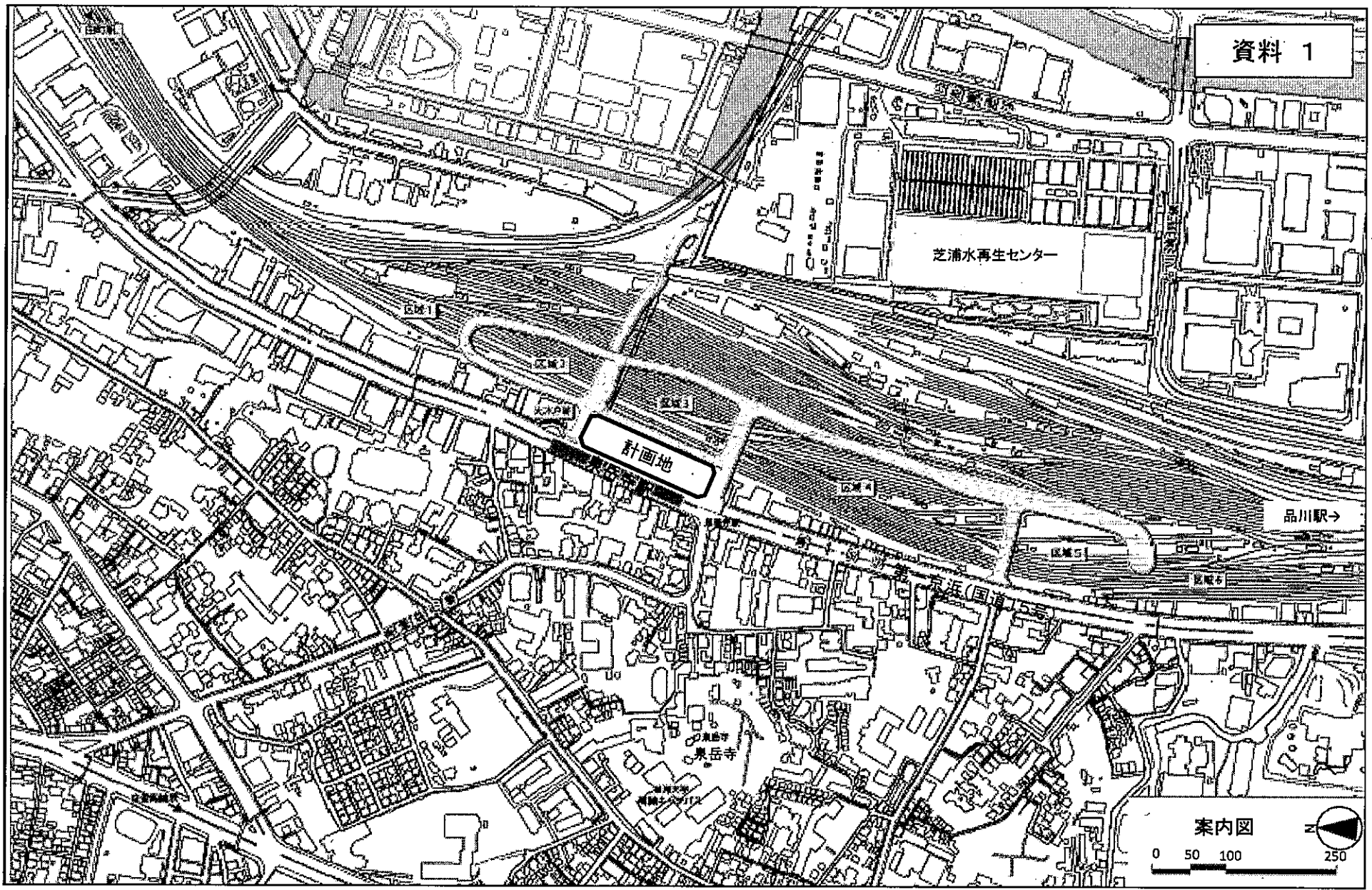
芝浦水再生センター

計画地

品川駅→

東田舎

案内図



東京都市計画高度利用地区の変更（港区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建蔽率 の最高限度	建築物の建築面積 の最低限度	壁面の位置 の制限	備考
高度利用地区 (泉岳寺駅地区)	約1.3ha	$\frac{100}{10}$ (注1)	$\frac{20}{10}$ (注2)	$\frac{5}{10}$ (注3)	200㎡ (注4)	2m (注5)	泉岳寺駅地区 第二種市街地 再開発事業施行区域
	<p>(注1) 建築物の容積率の最高限度の特例</p> <p>(1) 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が5,000㎡未満の建築物にあつては、下記の数値を減じる。 ア 5,000㎡以上1,000㎡未満の場合 10分の25 イ 1,000㎡以上2,000㎡未満の場合 10分の10 ウ 2,000㎡以上の場合 10分の5</p> <p>(2) 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度 道路境界線からの壁面の位置の制限を越える位置に設ける広場等の空地面積（地区計画に関する都市計画に定める広場等に限る。）の合計が、敷地面積の10分の3未満の建築物にあつては、下記の数値を減じる。 ア 10分の1未満の場合 10分の20 イ 10分の1以上10分の1.5未満の場合 10分の15 ウ 10分の1.5以上10分の2未満の場合 10分の10 エ 10分の2以上の場合 10分の5</p> <p>(3) 建築物の用途による限度 住宅の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の40未満である建築物にあつては、下記の数値を減じる。 ア 10分の10未満の場合 10分の20 イ 10分の10以上10分の20未満の場合 10分の15 ウ 10分の20以上10分の30未満の場合 10分の10 エ 10分の30以上の場合 10分の5</p> <p>(4) 東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が、35%未満である建築物にあつては、10分の1を減じる。</p> <p>(5) 建築基準法第52条第14項第1号の許可を受けた建築物は、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。</p> <p>(注2) 都市高速鉄道に係る施設を除く。</p> <p>(注3) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。</p> <p>(注4) 都市高速鉄道に係る施設を除く。</p>						

(注5) 次に掲げるものを除く。

- ア 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、スロープ、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの
- イ 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設ける庇、屋根、その他これらに類するもの

港区内のその他の既決定地区	面積	位置
高度利用地区	約 ha	
(赤坂・六本木地区)	8.8	港区赤坂一丁目及び六本木一丁目各地内
(田町駅前西口地区)	0.9	港区芝五丁目地内
(六本木六丁目地区)	11.0	港区六本木六丁目地内
(三田小山町地区)	2.0	港区三田一丁目地内
(赤坂四丁目薬研坂地区)	2.1	港区赤坂四丁目地内
(六本木三丁目地区)	0.9	港区六本木三丁目地内
(浜松町一丁目地区)	0.7	港区浜松町一丁目地内
(三田小山町西地区)	2.5	港区三田一丁目地内
(浜松町二丁目地区)	0.7	港区浜松町二丁目地内
(新橋田村町地区)	1.2	港区西新橋一丁目地内
合計	約 ha 32.1 (30.8)	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由： 泉岳寺駅地区地区計画の決定及び泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

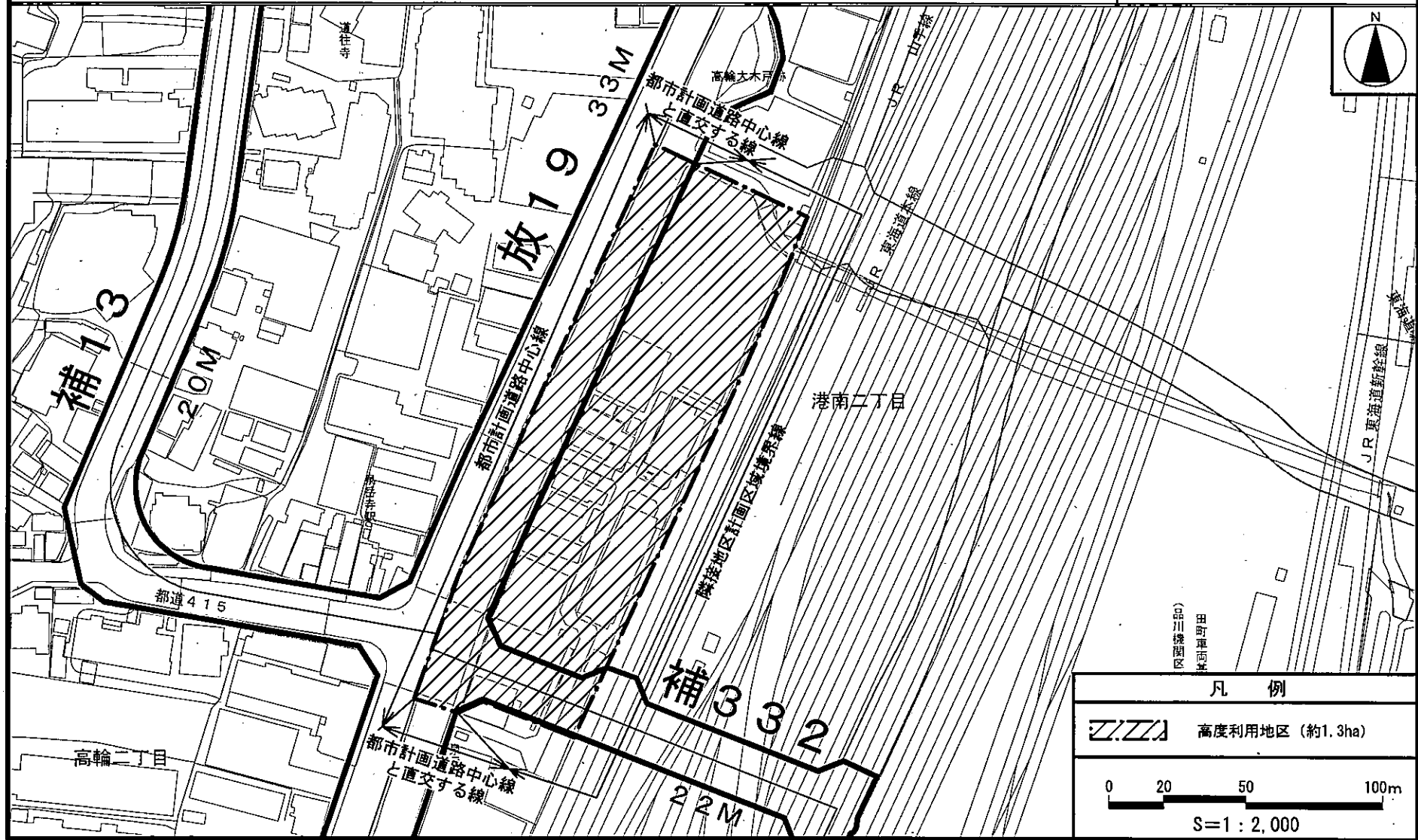
変更概要

番 号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備 考
1	港区高輪二丁目、 芝浦四丁目及び 港南二丁目各地内	指定なし	高度利用地区 (泉岳寺駅地区)	約 ha 1.3	追加 (既決定地区) 赤坂・六本木地区 田町駅前西口地区 六本木六丁目地区 三田小山町地区 赤坂四丁目薬研坂地区 六本木三丁目地区 浜松町一丁目地区 三田小山町西地区 浜松町二丁目地区 新橋田村町地区

東京都市計画高度利用地区
泉岳寺駅地区

計画図 1 (区域図)

[港区決定]

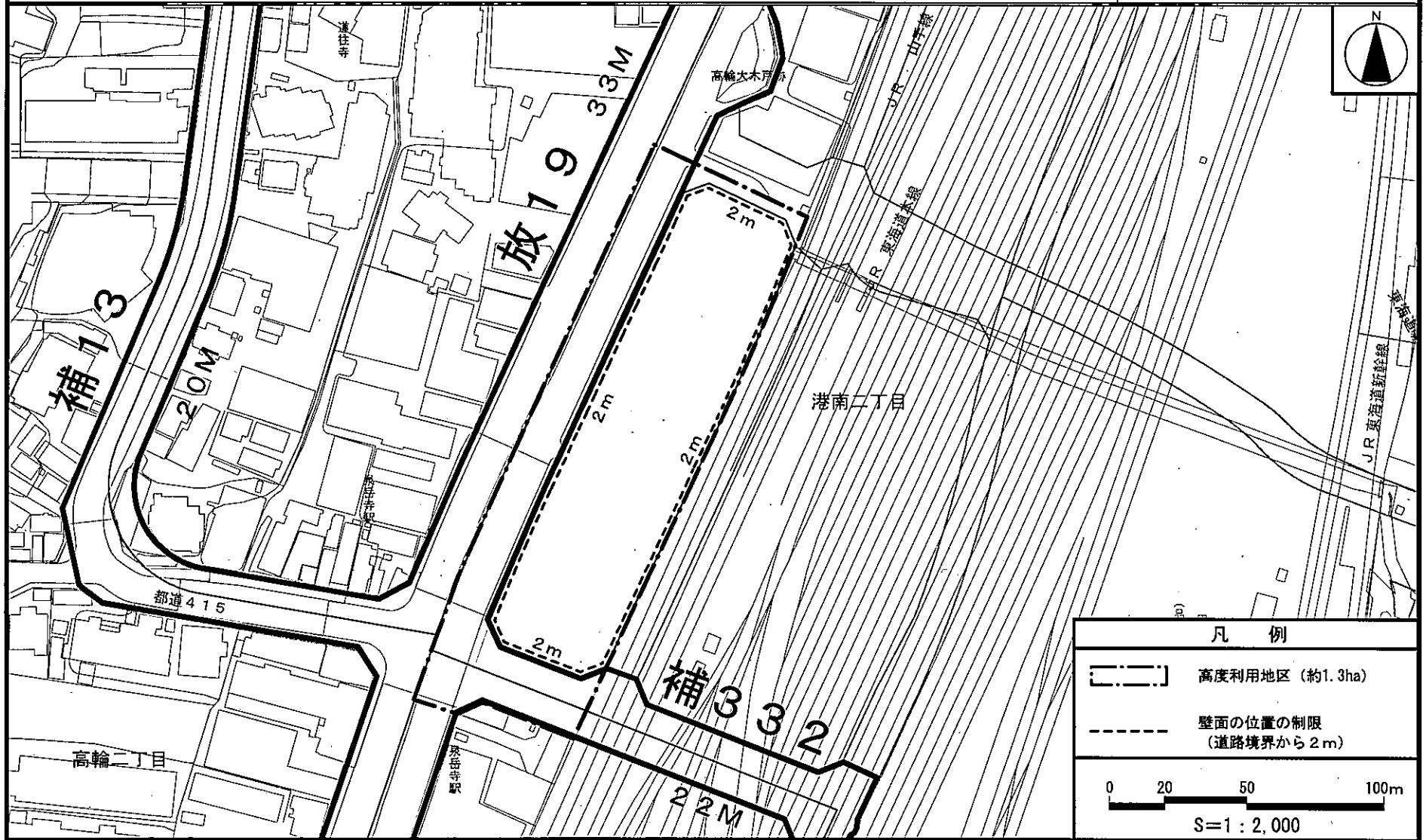


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89）無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画高度利用地区
泉岳寺駅地区

計画図2 (壁面の位置の制限)

[港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89）無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画泉岳寺駅地区地区計画を次のように決定する。

名 称	泉岳寺駅地区地区計画
位 置 ※	港区高輪二丁目、芝浦四丁目及び港南二丁目各地内
面 積 ※	約 1.3 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、都営浅草線と京浜急行線が乗り入れる泉岳寺駅の駅前に位置しており、幹線街路放射第19号線（以下「国道15号」という。）の沿道に位置する交通利便性の高い地区である。しかし、建物の老朽化が進むとともに、低未利用地を含む細分化した敷地が多く、都心の拠点に相応しい土地の有効利用を図れていない状況にある。また、国道15号は特定緊急輸送道路に指定されており、建物の耐震性の向上など防災機能の強化が求められている。</p> <p>本地区は、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の品川駅・田町駅周辺地域に位置しており、その地域整備方針において、国内外を結ぶ交通結節点の形成や、多様な機能が集積する魅力ある新拠点の形成を掲げている。また、品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014（平成26年9月）では、本地区が位置する品川駅北周辺地区は集約的な高層化を図るエリアであり、土地利用の基本方針では、国際競争力強化に資する高質な業務機能の導入や、国際交流拠点の形成に向けた国道15号沿道市街地との一体的な土地利用などが示されるとともに、都市基盤の在り方として、泉岳寺駅の機能強化や、新駅とのアクセス等を担う道路の整備などが位置付けられている。さらに、港区まちづくりマスタープラン（平成29年3月）では、泉岳寺駅周辺において、地上・地下・デッキレベルで立体的な歩行空間を形成し、国際水準の業務・商業・文化・交流・居住機能や周辺施設などの連絡性の強化による地域の回遊性の向上などが示されている。加えて、品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン（平成29年3月）では、世界各地・日本各地・周辺地域から人々が集まる国際交流拠点の形成を図るため、駅と街が空間的・機能的につながるエキマチー一体のまちづくりなどが示されている。</p> <p>このような背景を踏まえ、本地区においては、泉岳寺駅のホーム拡張を伴う駅機能の強化や補助線街路第332号線の整備の着実な推進とあわせ、地区周辺とも連携した利便性と快適性を備えたオープンスペースや歩行者ネットワークを形成するなど、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、魅力ある国際交流拠点に相応しい複合市街地の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用の更新により質の高い業務・居住機能を導入するとともに、新駅に近接し、泉岳寺駅に接続する立地を活かした商業機能とオープンスペースの配置により、にぎわいや交流のある拠点を形成する。 2 地区周辺とも連携した防災機能の強化を図り、安全で安心できる災害に強いまちづくりを進める。 3 都市高速鉄道を整備する立体的な範囲の設定に基づき、建築敷地の一部を複合的に利用する。 					
	地区施設の整備の方針	<p>安全で快適な歩行者ネットワークの形成や良好な都市空間を形成するため、地区施設の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区周辺の東西連絡性の強化を図るため、地区幹線道路（第二東西連絡道路）の一部を整備する。 2 駅前としてまちの魅力や地域活力を高めるため、にぎわい、憩い、交流に資する広場を整備する。 3 泉岳寺駅改札前として滞留空間やにぎわいに資する地下駅前広場を整備する。 4 安全で快適な歩行空間を創出するため、道路に沿った敷地の一部に歩道状空地を整備する。 					
	建築物等の整備の方針	<p>泉岳寺駅機能と連携し魅力ある都市空間の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流拠点に相応しい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2 敷地を集約化し良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 安全で快適な歩行空間や周辺環境に配慮した市街地を形成するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。 4 地域の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	地区幹線道路	4 m (全幅 20 m)	約 40 m	—	新設
		その他の公共空地	広場 1 号	—	—	約 2,600 m ²	新設
			広場 2 号	—	—	約 150 m ²	新設
			地下駅前広場	—	—	約 350 m ²	新設(地下) 階段・昇降施設を含む
			歩道状空地 1 号	2 m	約 140 m	—	新設 上空のデッキ部分を含む
歩道状空地 2 号	2 m		約 20 m	—	新設		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、都市高速鉄道に係る施設を除く。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りでない。 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、スロープ、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設ける庇、屋根、その他これらに類するもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺環境との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。

※は、知事協議事項

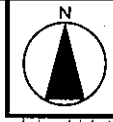
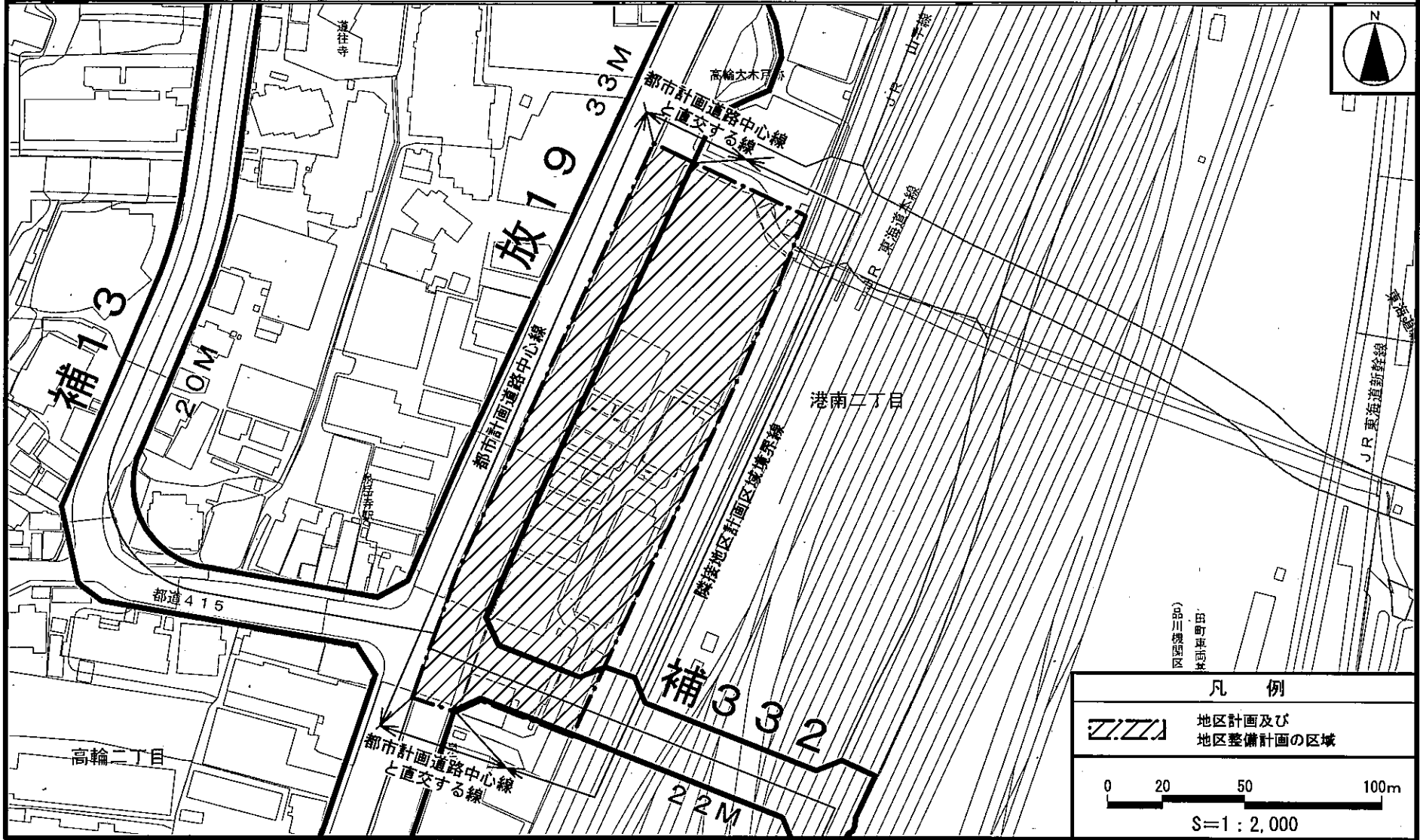
「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

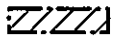
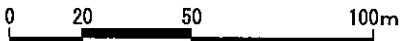
理由： 泉岳寺駅の駅機能強化や都市計画道路補助線街路第332号線の整備の推進とあわせ、利便性と快適性を備えたオープンスペースや歩行者ネットワークを形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、魅力ある国際交流拠点に相応しい複合市街地を形成するため、地区計画を決定するものである。

東京都市計画地区計画
泉岳寺駅地区地区計画

計画図 1

〔港区決定〕



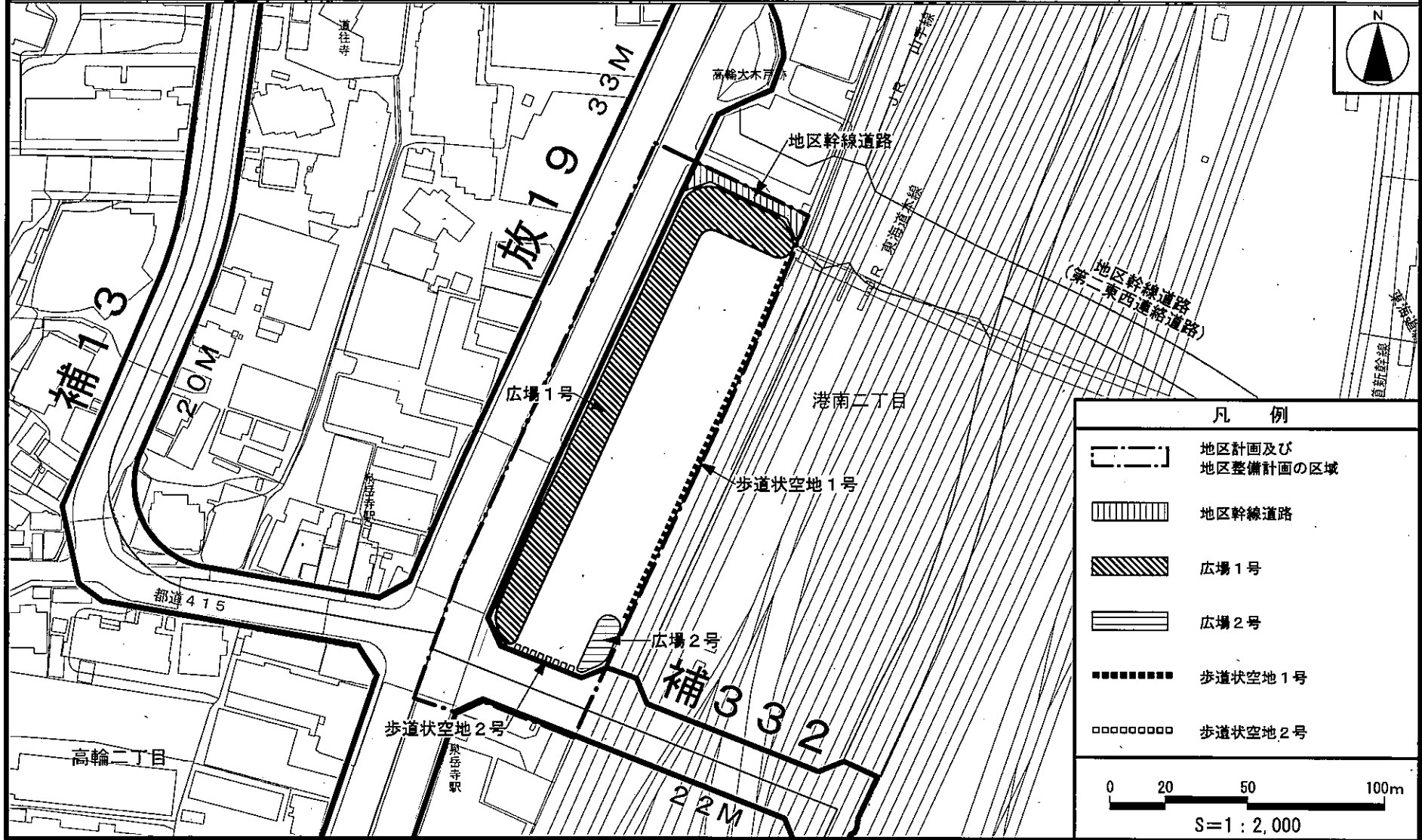
凡 例	
	地区計画及び 地区整備計画の区域
 S=1:2,000	

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号—89）無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画地区計画
泉岳寺駅地区地区計画

計画図 2-1 (地上部)

[港区決定]



凡 例	
	地区計画及び 地区整備計画の区域
	地区幹線道路
	広場1号
	広場2号
	歩道状空地1号
	歩道状空地2号

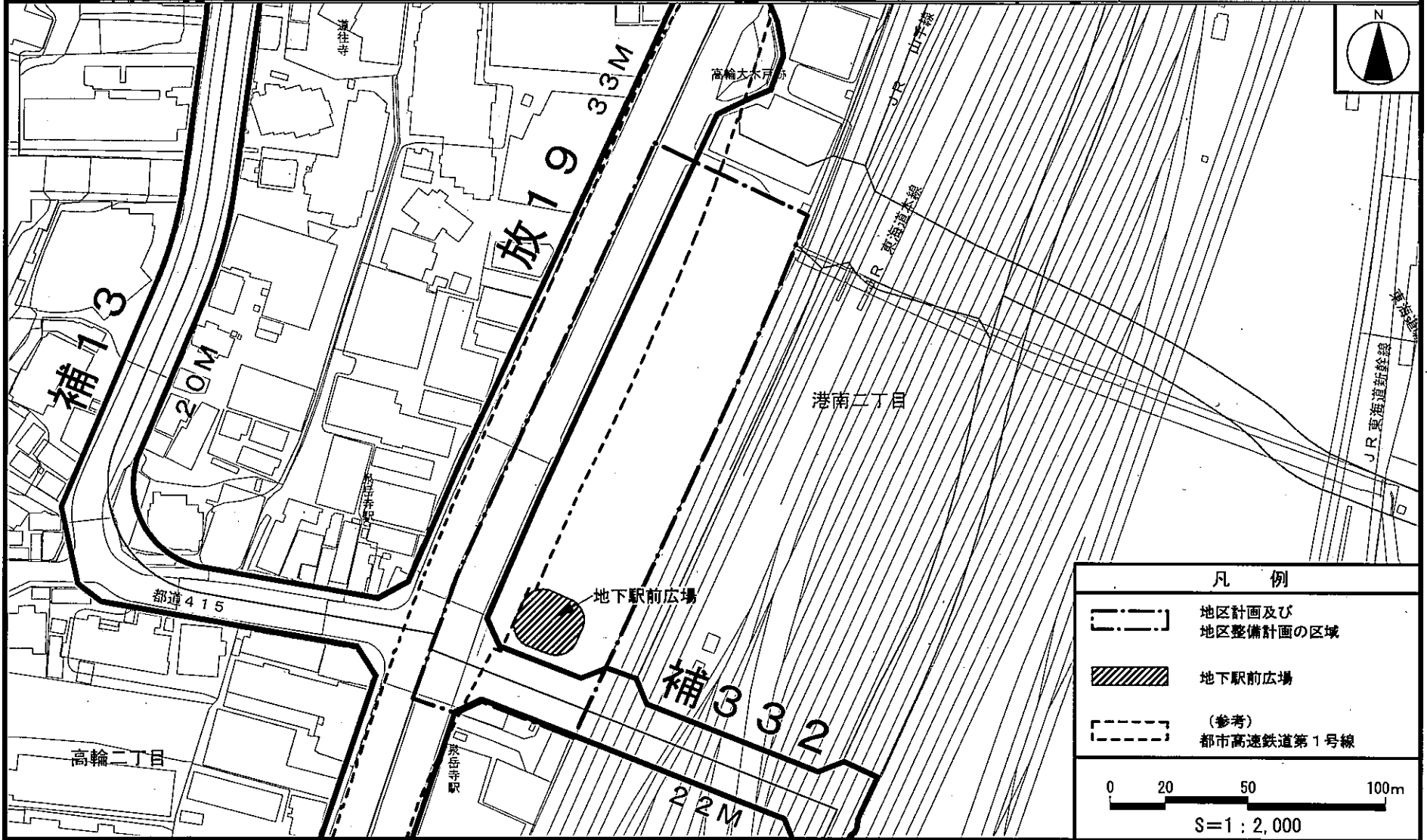
0 20 50 100m
S=1:2,000

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89）無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画地区計画
泉岳寺駅地区地区計画

計画図 2-2 (地下部)

[港区決定]



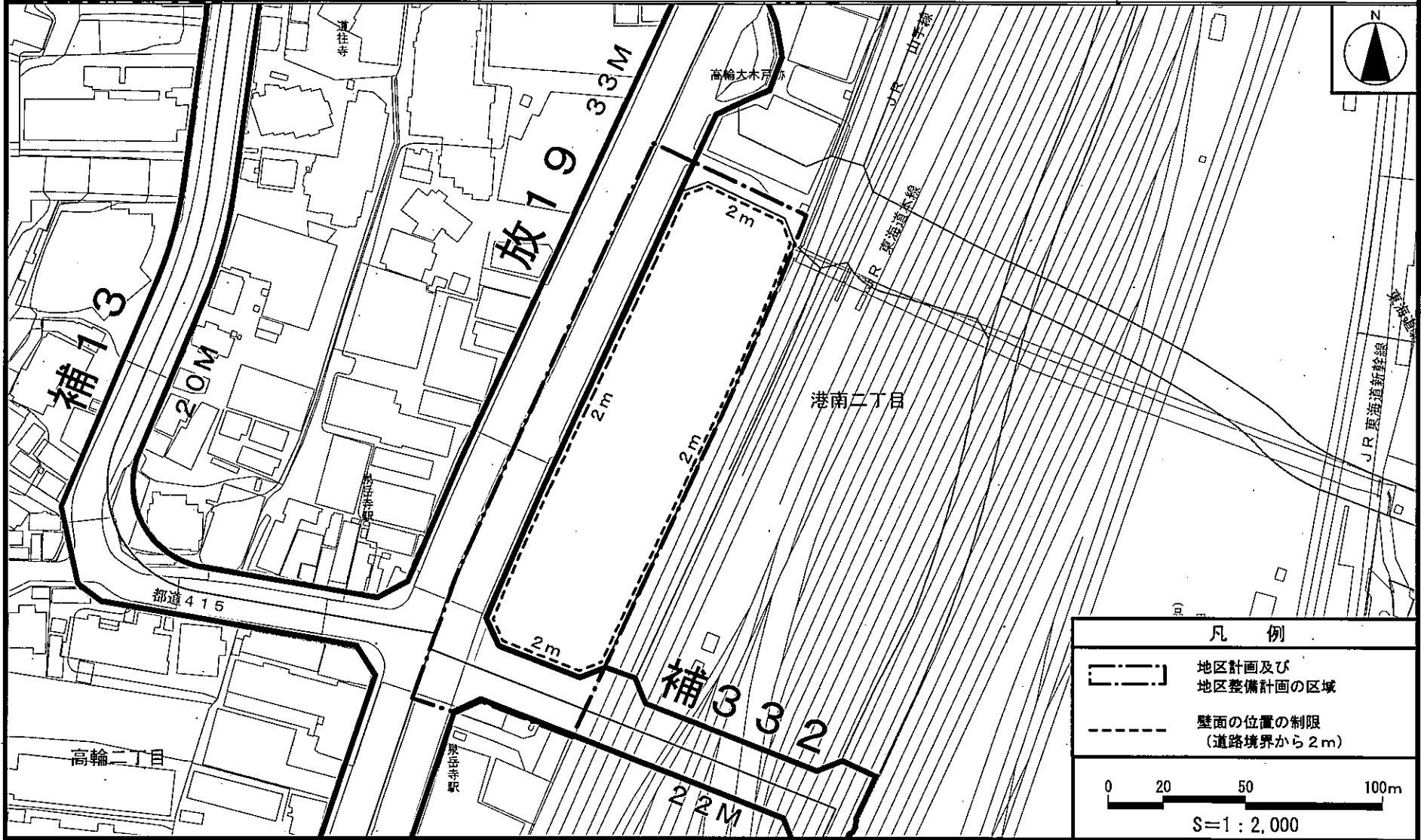
凡 例	
	地区計画及び 地区整備計画の区域
	地下駅前広場
	(参考) 都市高速鉄道第1号線
 S=1:2,000	

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89)無断複製を禁ずる。
(承認番号)29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画地区計画
泉岳寺駅地区地区計画

計画図 3

〔港区決定〕



凡 例

	地区計画及び 地区整備計画の区域
	壁面の位置の制限 (道路境界から2m)

0 20 50 100m
S=1:2,000

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89）無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）

都市計画都市高速鉄道第1号線を次のように変更する。

1. 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第1号線 本線	大田区西馬込二丁目	墨田区押上一丁目	大田区西馬込二丁目 品川区東五反田一丁目 港区高輪二丁目 港区新橋二丁目 中央区日本橋一丁目 台東区浅草橋一丁目 台東区駒形一丁目 墨田区押上一丁目	約 18,750m	地下式		線路線数 2
	分岐線	港区高輪三丁目	港区高輪二丁目		約1,180m			
	内 訳	港区高輪三丁目 港区高輪三丁目	港区高輪三丁目 港区高輪二丁目		約 460m 約 720m	嵩上式 地下式		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

名 称			位 置	備 考
番号	路 線 名	施 設 名		
	第1号線本線	西馬込駅 馬込駅 中延駅 戸越駅	大田区西馬込二丁目 大田区北馬込二丁目 品川区東中延二丁目 品川区戸越三丁目	約 3,500㎡ 約 3,400㎡ 約 3,200㎡ 約 3,600㎡

	五反田駅 高輪台駅 泉岳寺駅 三田駅 大門駅 新橋駅 東銀座駅 宝町駅 日本橋駅 人形町駅 東日本橋駅 浅草橋駅 蔵前駅 浅草駅 本所吾妻橋駅 押上駅	品川区東五反田一丁目 港区白金台二丁目 港区高輪二丁目 港区芝五丁目 港区浜松町一丁目 港区新橋二丁目 中央区銀座四丁目 中央区京橋二丁目 中央区日本橋一丁目 中央区日本橋人形町三丁目 中央区東日本橋三丁目 台東区浅草橋一丁目 台東区蔵前一丁目 台東区駒形一丁目 墨田区吾妻橋三丁目 墨田区押上一丁目	約 3,500㎡ 約 4,000㎡ 約 10,000㎡ 約 3,100㎡ 約 5,000㎡ 約 4,500㎡ 約 6,500㎡ 約 5,100㎡ 約 5,600㎡ 約 3,800㎡ 約 4,200㎡ 約 3,700㎡ 約 4,500㎡ 約 4,500㎡ 約 4,100㎡ 約 2,600㎡
立体的な範囲	泉岳寺駅の一部（港区高輪二丁目地内）において、立体的な範囲を定める。（面積約 2,000㎡を対象）		

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

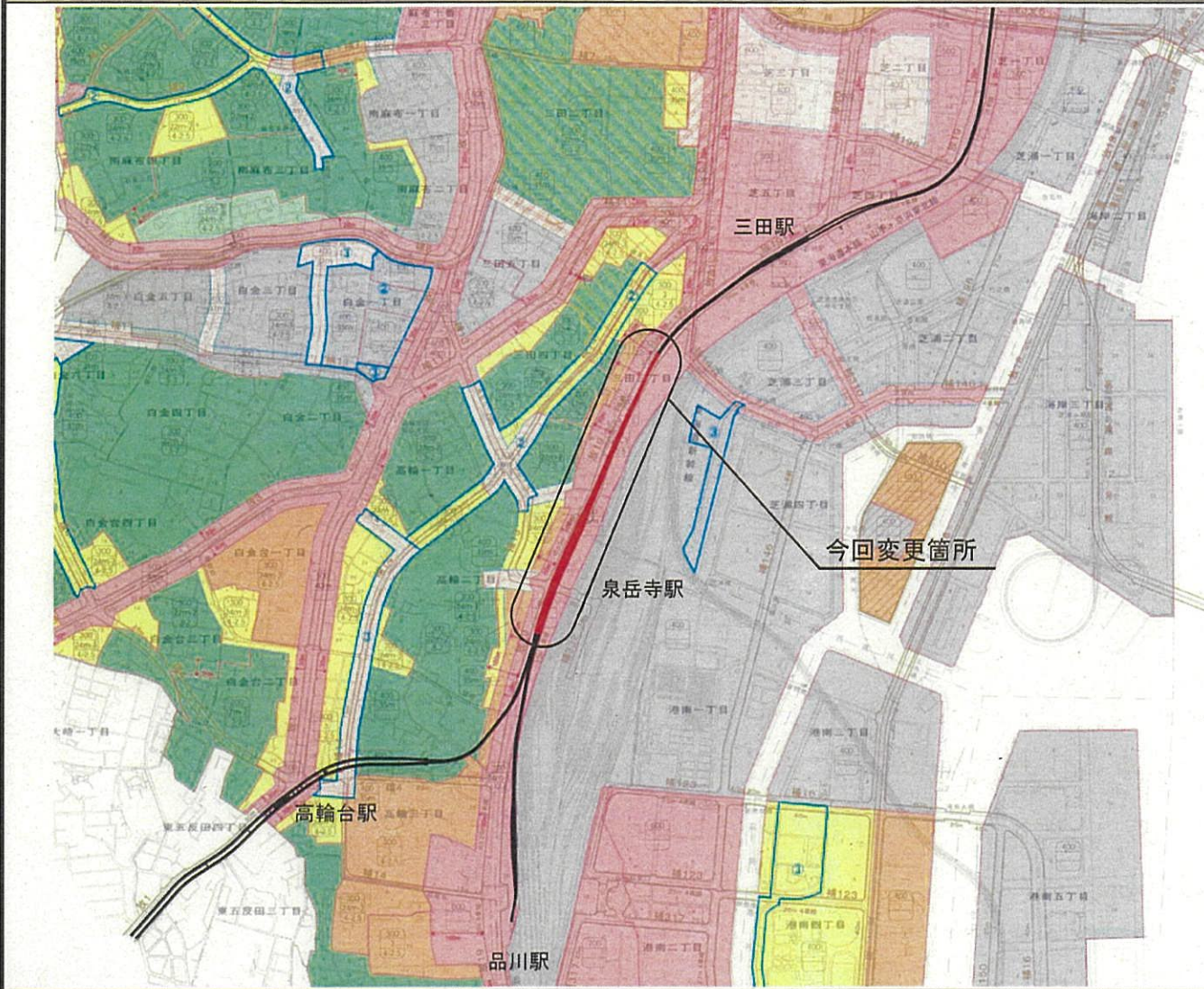
理由

泉岳寺駅において、乗降客の増加に対応した安全性、利便性の向上を図るため、ホームの拡幅やコンコースの拡張を行う。
これに伴い、都市高速鉄道第1号線の一部区域の変更を行うものである。
なお、泉岳寺駅の一部区域において、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を定める。

変更概要

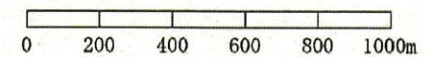
名称	変更区間・位置	変更事項
第1号線本線 及び分岐線	港区高輪二丁目～港区三田三丁目 泉岳寺駅（港区高輪二丁目）	区域の変更 面積の変更（約6,200㎡ → 約10,000㎡） 立体的な範囲の設定（面積約2,000㎡（港区高輪二丁目地内））

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 総括図 縮尺 二万分の一



凡 例	
用途地域地区区分	<ul style="list-style-type: none"> 第一種中高層住居専用地域 60% 第二種中高層住居専用地域 60% 第三種中高層住居専用地域 60% 第一種住居地域 60% 第二種住居地域 60% 近隣商業地域 80% 準工業地域 60% 第三種工業地域 60% 特別用途地域 緑地地区 第一種緑地地区 第二種緑地地区 第一種遊園地区 第二種遊園地区 第一種公園地区 第二種公園地区 第一種文化遊園地区 第二種文化遊園地区 第一種スポーツ施設地区 第二種スポーツ施設地区 第一種公園遊園地区 第二種公園遊園地区 第一種公園遊園地区 第二種公園遊園地区 第一種公園遊園地区 第二種公園遊園地区
高層住居誘導地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種高層住居誘導地区 第二種高層住居誘導地区
商業・高層地区・日影規制	<ul style="list-style-type: none"> 商業地区 高層地区 日影規制
文 献 地 区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種文獻地区 第二種文獻地区
研究・実験地域	<ul style="list-style-type: none"> 研究・実験地域
特別用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特別用途地域 第二種特別用途地域 第三種特別用途地域 第四種特別用途地域 第五種特別用途地域 第六種特別用途地域 第七種特別用途地域 第八種特別用途地域 第九種特別用途地域 第十種特別用途地域 第十一種特別用途地域 第十二種特別用途地域 第十三種特別用途地域 第十四種特別用途地域 第十五種特別用途地域 第十六種特別用途地域 第十七種特別用途地域 第十八種特別用途地域 第十九種特別用途地域 第二十種特別用途地域
緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種緑地地区 第二種緑地地区
遊園地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種遊園地区 第二種遊園地区
公園地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種公園地区 第二種公園地区
文化遊園地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種文化遊園地区 第二種文化遊園地区
スポーツ施設地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種スポーツ施設地区 第二種スポーツ施設地区
公園遊園地区	<ul style="list-style-type: none"> 第一種公園遊園地区 第二種公園遊園地区

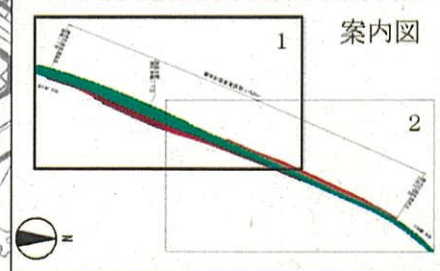
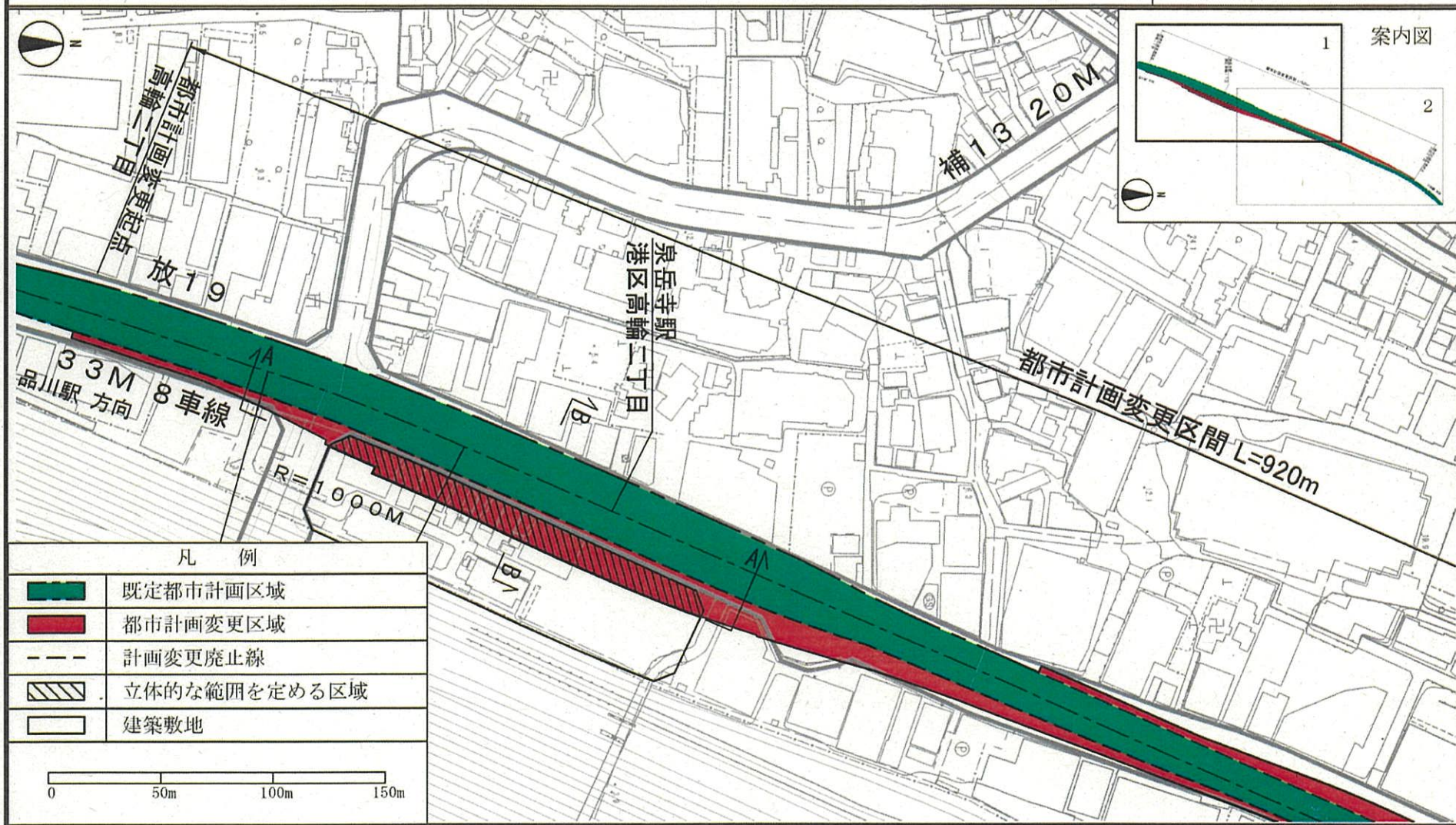
凡 例	
	既定都市計画区間
	今回変更区間



東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図1

[東京都決定]

縮尺 1/2500

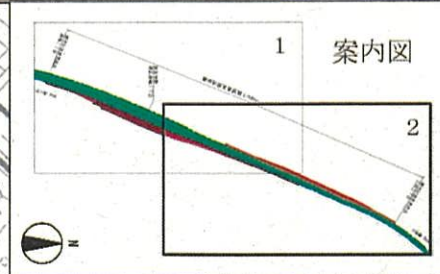
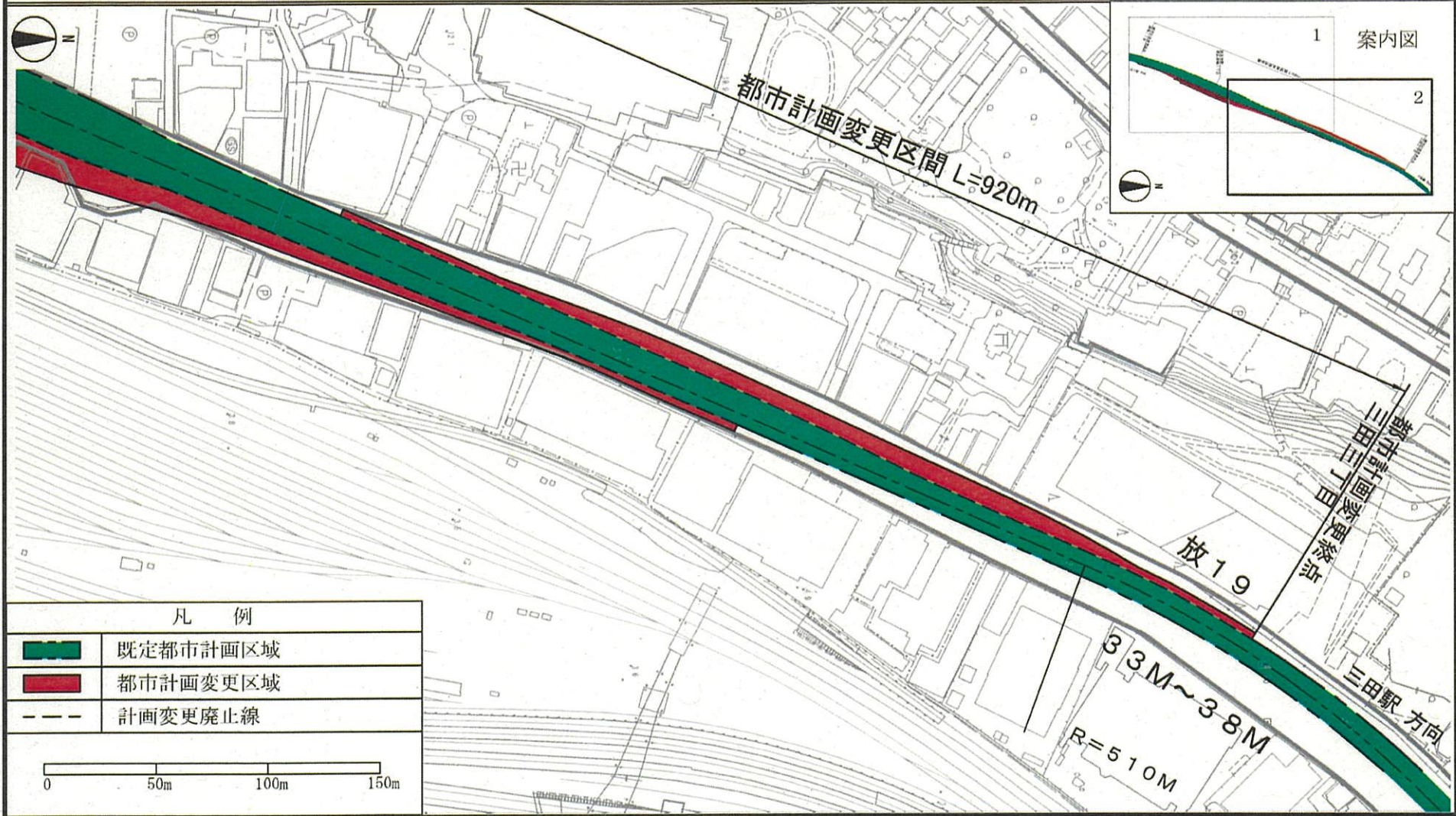


「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図2

[東京都決定]

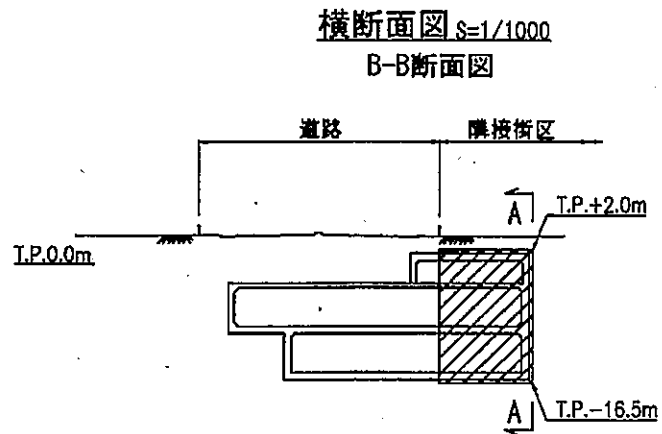
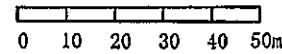
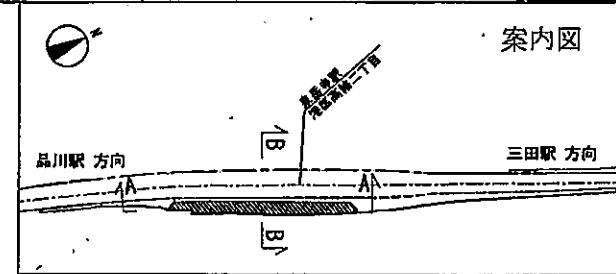
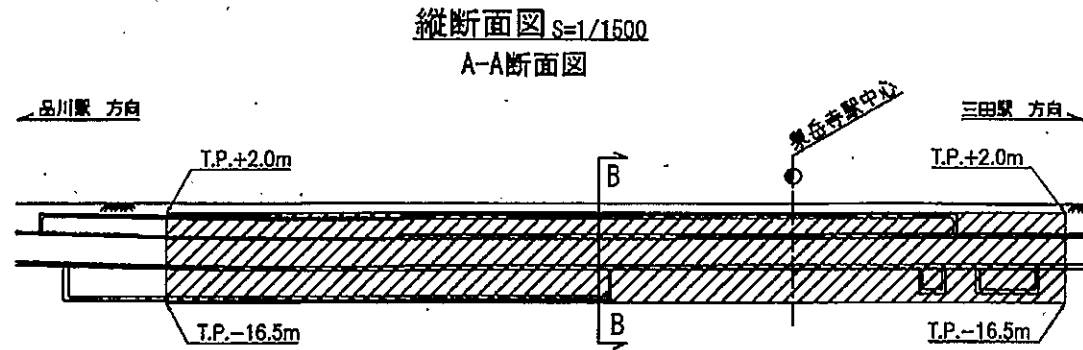
縮尺 1/2500



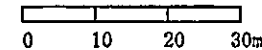
「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図3

[東京都決定]



立体的な範囲を定める区域

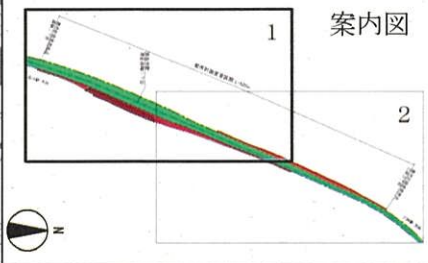
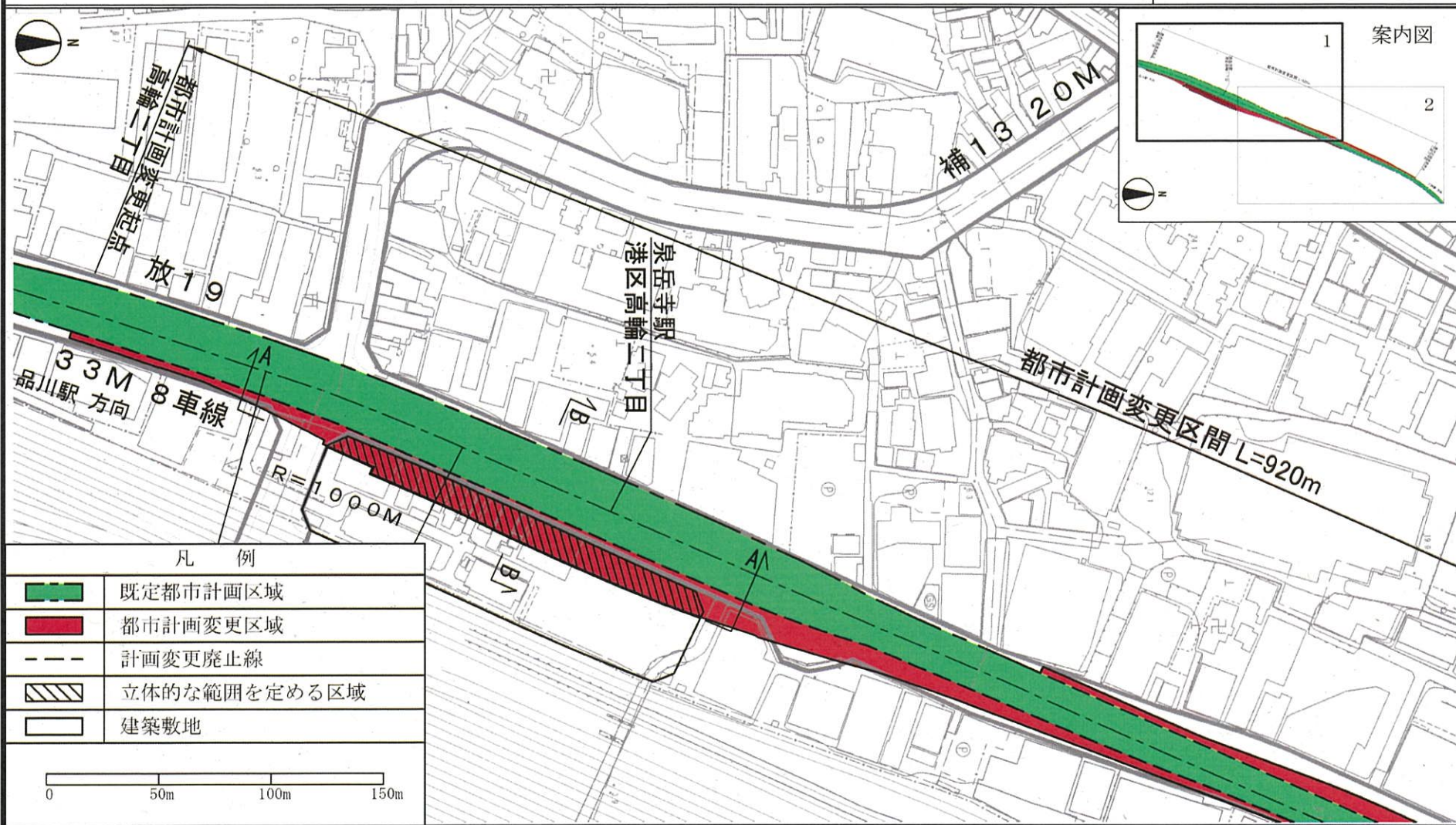


「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（ $S=1:2,500$ ）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図1

[東京都決定]

縮尺 1/2500



凡 例	
	既定都市計画区域
	都市計画変更区域
	計画変更廃止線
	立体的な範囲を定める区域
	建築敷地

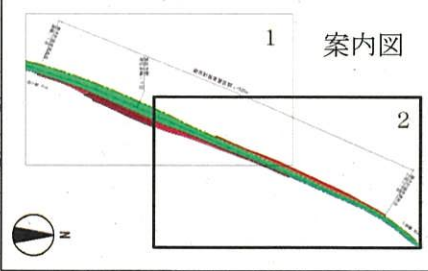
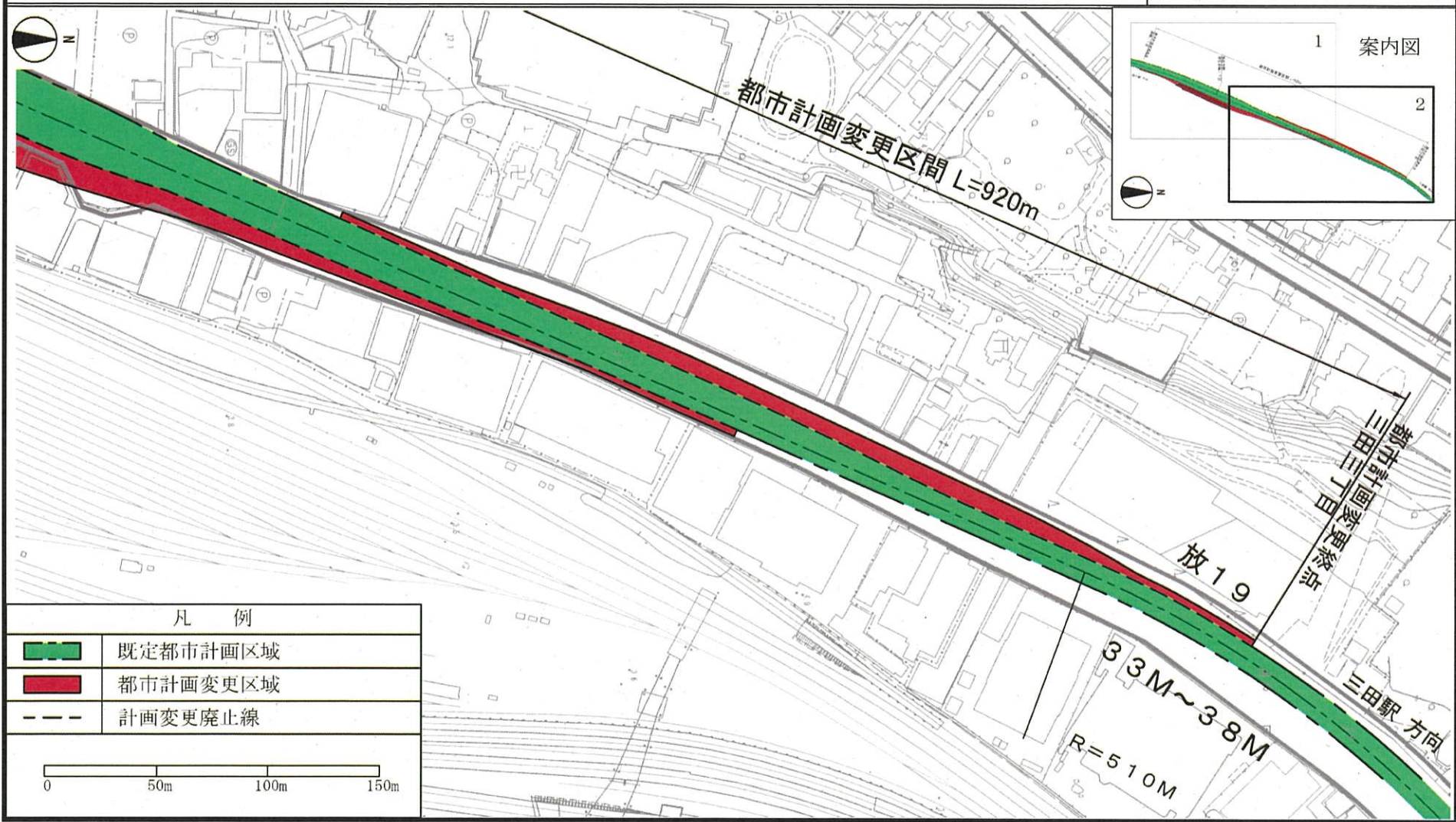
0 50m 100m 150m

「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図2

[東京都決定]

縮尺 1/2500



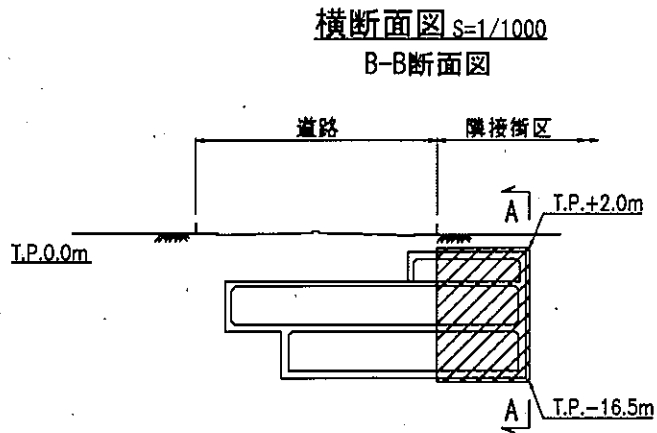
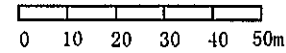
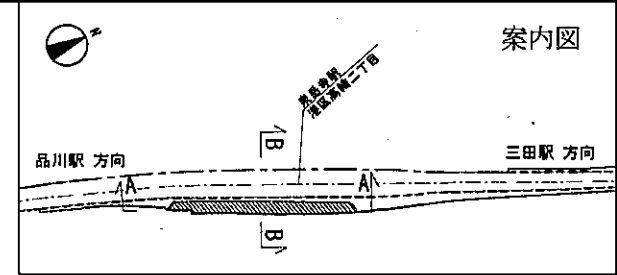
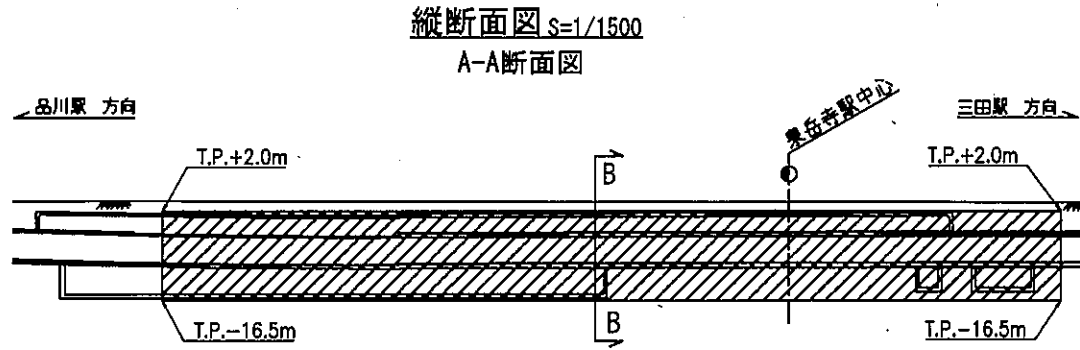
凡 例	
	既定都市計画区域
	都市計画変更区域
	計画変更廃止線

0 50m 100m 150m

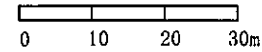
「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画都市高速鉄道第1号線 計画図3

[東京都決定]



立体的な範囲を定める区域



「この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第349号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基交第131号、平成28年8月3日」

東京都市計画第二種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名称		泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1.3 ha			
配置及び規模の 公共施設の	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線道路	幹線街路放射第 19 号線	別に都市計画に定めるとおり	整備済み
			補助線街路第 332 号線	別に都市計画に定めるとおり	新設
	区画道路	地区幹線道路	幅員 4m〔20m〕、延長約 40m	新設	
その他の施設に関する都市計画	都市高速鉄道	都市高速鉄道第 1 号線	別に都市計画に定めるとおり	建築敷地と重複する区域において立体的な範囲を設定	
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考
	約 4,900 m ²	約 110,000 m ² [約 85,000 m ²]	住宅、業務施設、商業施設、 駅舎、駐車場	160m	建築物の高さは T.P.+4.0m からのによる
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 8,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前のにぎわい、地域の活動や憩いの場の創出を図るため、広場等のオープンスペースを整備する。 ・ 安全で快適な歩行空間を創出するため、道路に沿った敷地の一部に歩道状空地を整備するとともに、バリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを形成する。 ・ 都市高速鉄道を整備する立体的な範囲の設定に基づき、建築敷地の一部を複合的に利用する。 			
住宅建設の目標		戸数	備考		
		約 350 戸			
参考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり			

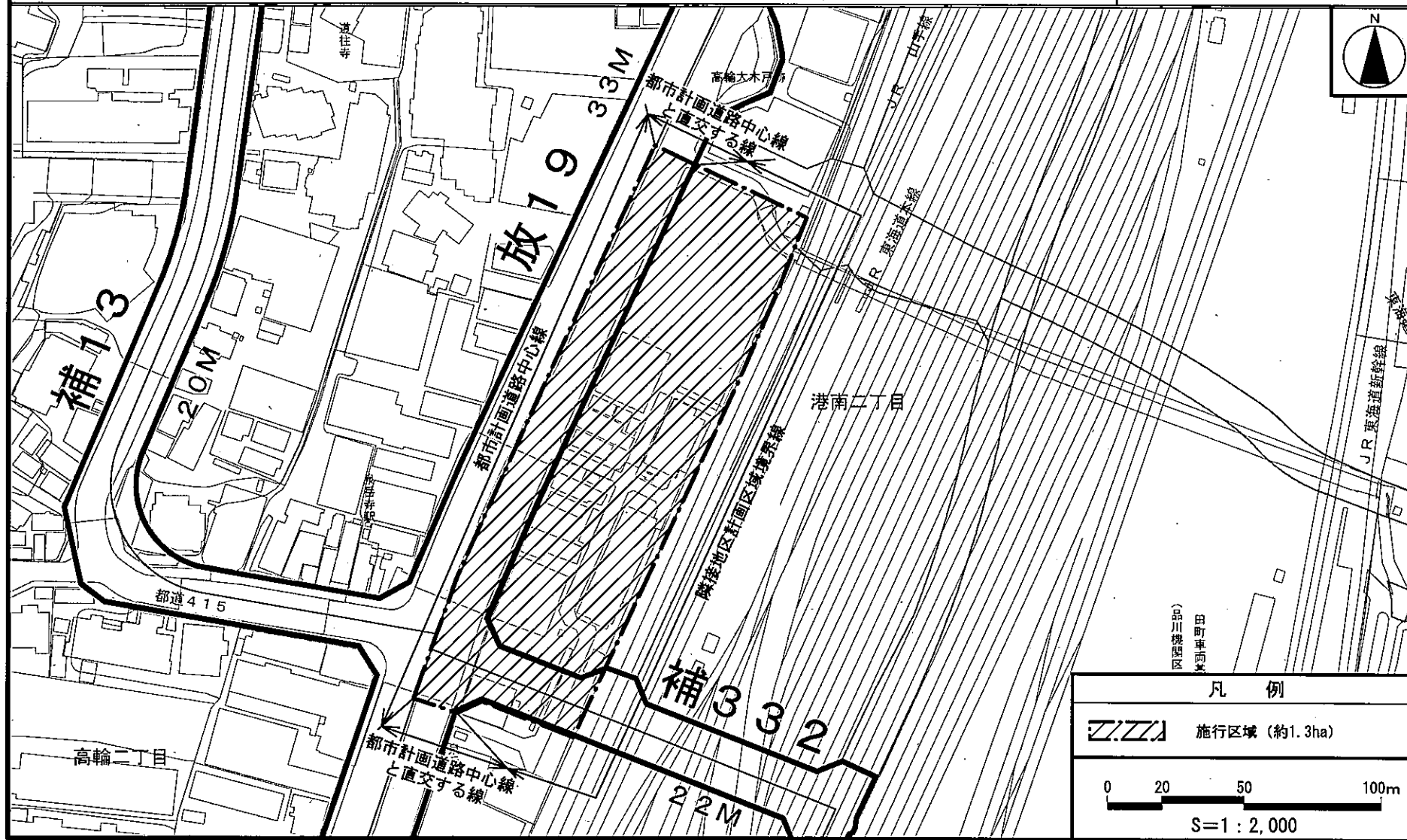
「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由： 泉岳寺駅の駅機能強化や都市計画道路補助線街路第 332 号線の整備の推進とあわせ、利便性と快適性を備えたオープンスペースや歩行者ネットワークを形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、魅力ある国際交流拠点に相応しい複合市街地を形成するため、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業を決定するものである。

東京都市計画第二種市街地再開発事業
 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

計画図1 (施行区域図)

[港区決定]

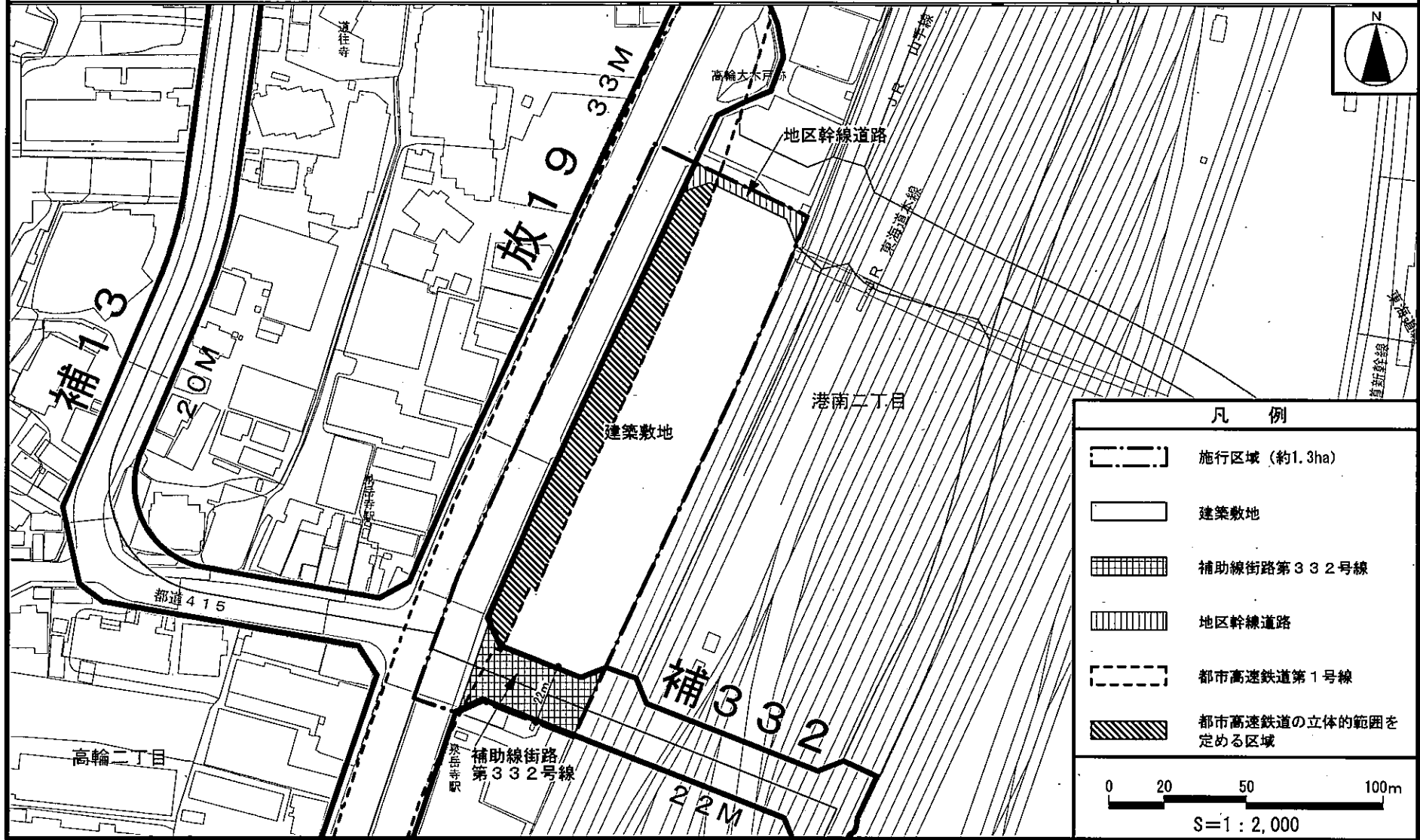


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。（28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89）無断複製を禁ずる。
 （承認番号）29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画第二種市街地再開発事業
 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

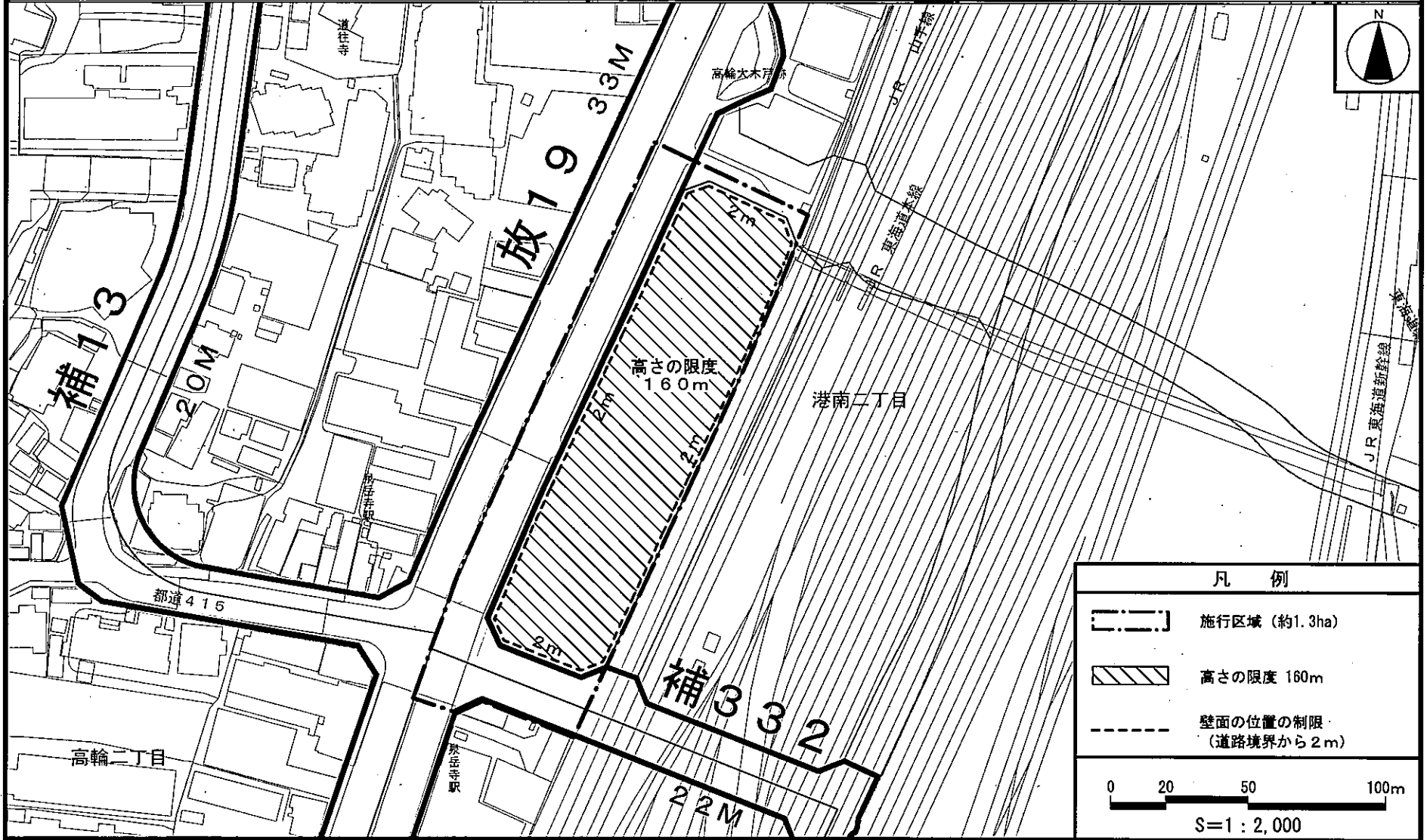
計画図2 (公共施設の配置図)

[港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89) 無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 29都市基街都第49号、平成29年5月31日

東京都市計画第二種市街地再開発事業
 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度図) [港区決定]



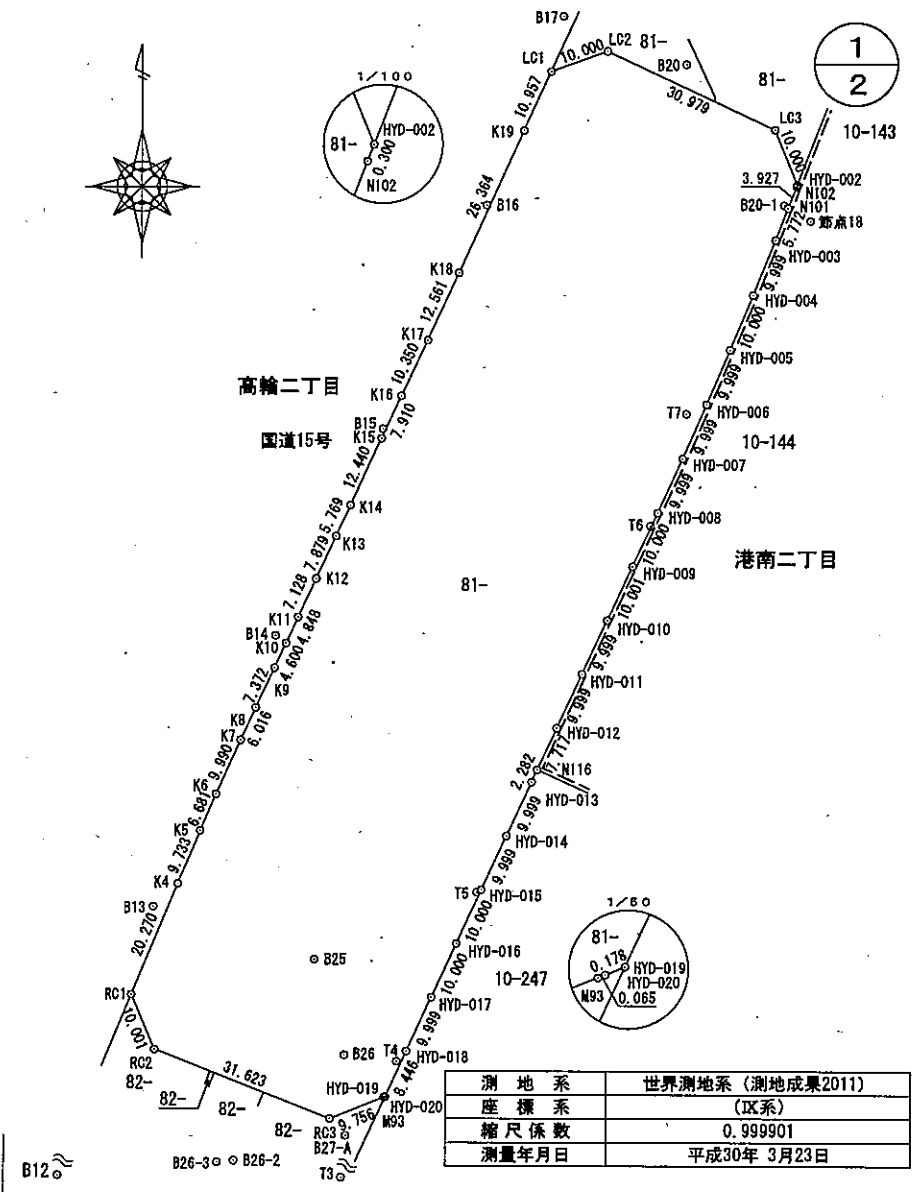
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第156号・MMT利許第27039号-89)無断複製を禁ずる。
 (承認番号)29都市基街都第49号、平成29年5月31日

地番	81-
土地の所在	港区高輪二丁目

地積測量図

座標求積表

地番	81-				
測点	標識	X	Y	X-X	Y (X-X)
LC2	紙	-40036.804	-8405.422	-9.831	82633.703682
LC3	紙	-40050.071	-8377.427	-22.547	188885.846569
HYD-002	民金属標	-40059.351	-8373.701	-9.560	80052.581560
N102	紙	-40059.631	-8373.810	-3.939	32984.437590
N101	紙	-40063.290	-8375.238	-9.036	75678.650568
HYD-003	計算点	-40068.667	-8377.337	-14.656	122778.251072
HYD-004	計算点	-40077.946	-8381.065	-18.520	155217.323800
HYD-005	計算点	-40087.187	-8384.887	-18.443	154642.470941
HYD-006	計算点	-40096.389	-8388.801	-18.364	154051.941564
HYD-007	計算点	-40105.551	-8392.808	-18.283	153445.708664
HYD-008	計算点	-40114.672	-8396.906	-18.207	152882.467542
HYD-009	計算点	-40123.758	-8401.083	-18.169	152639.277027
HYD-010	計算点	-40132.841	-8405.269	-18.165	152681.711385
HYD-011	計算点	-40141.923	-8409.454	-18.164	152749.322456
HYD-012	計算点	-40151.005	-8413.639	-16.091	135383.865149
N116	プラスチック杭	-40158.014	-8416.869	-9.082	76442.004258
HYD-013	プラスチック杭	-40160.087	-8417.824	-11.155	93900.826720
HYD-014	プラスチック杭	-40169.169	-8422.009	-18.164	152977.371476
HYD-015	プラスチック杭	-40178.251	-8426.194	-18.164	153053.387816
HYD-016	プラスチック杭	-40187.333	-8430.380	-18.164	153129.422320
HYD-017	プラスチック杭	-40196.415	-8434.566	-18.164	153205.456824
HYD-018	プラスチック杭	-40205.497	-8438.751	-16.753	141374.395503
HYD-019	プラスチック杭	-40213.168	-8442.286	-7.738	65326.409068
HYD-020	プラスチック杭	-40213.235	-8442.451	-0.092	776.705492
M93	プラスチック杭	-40213.260	-8442.512	-3.655	30857.381360
RC3	紙	-40216.890	-8451.568	7.982	-67460.415776
RC2	紙	-40205.278	-8480.982	20.821	-176582.526222
RC1	紙	-40196.069	-8484.883	27.932	-236999.751956
K4	国金属標	-40177.346	-8477.116	27.710	-234900.884360
K5	国金属標	-40168.359	-8473.377	15.134	-128236.087518
K6	刻印	-40162.212	-8470.758	15.249	-129170.588742
K7	国石標	-40153.110	-8466.639	14.572	-123375.863508
K8	国石標	-40147.640	-8464.134	12.154	-102873.084636
K9	国金属標	-40140.956	-8461.023	10.872	-91988.242056
K10	国金属標	-40136.768	-8459.118	8.603	-72773.792154
K11	国石標	-40132.353	-8457.115	10.889	-92089.525235
K12	国石標	-40125.879	-8454.131	13.620	-115145.264220
K13	国石標	-40118.733	-8450.811	12.392	-104722.449912
K14	国石標	-40113.487	-8448.409	16.560	-139905.653040
K15	民金属標	-40102.173	-8443.237	18.483	-156056.349471
K16	紙	-40095.004	-8439.893	16.535	-139553.630755
K17	国金属標	-40085.638	-8435.487	20.784	-175323.161808
K18	国石標	-40074.220	-8430.251	35.423	-298624.781173
K19	国石標	-40050.215	-8419.349	33.980	-286089.479020
LC1	紙	-40040.240	-8414.814	13.411	-112851.070554
倍面積					-16971.681710
面積					8485.840855
地積					8485.84 m ²



作成者	申請人	縮尺	1/1000
-----	-----	----	--------

追加資料一覧

追加資料 1	道路計画図
追加資料 2	供給処理管平面図
追加資料 3	既存建物及び工作物の状況
追加資料 4	埋蔵文化財包蔵地位置図
追加資料 5	駅改良工事範囲図
追加資料 6	地盤情報
追加資料 7	特定施設建築物の計画概要書
追加資料 8	権利床等に関する概要書
追加資料 9	品川駅北周辺地区 関連事業位置図
追加資料 10	品川駅北周辺地区まちづくりガイドラインの内容
追加資料 11	工事区域の共用
追加資料 12	設計・施工役割分担表
追加資料 13	R C 躯体兼用山留めについて
追加資料 14	区分地上権の概要
追加資料 15	南側デッキの構造について
追加資料 16	インフラの引込みについて
追加資料 17	品川駅北周辺地区駐車地域域ルールの利用
追加資料 18	実施設計における留意点
追加資料 19	泉岳寺駅地区の街づくりに関する提案書
追加資料 20	えきまちだより
追加資料 21	再開発協議会の資料等
追加資料 22	建築計画に対する権利者の意見と都の対応